

○：建てられる用途 ×：建てられない用途 ①、②、③、④、▲、△、 ■：面積、階数などの制限あり		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	用途地域の指定のない区域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿、兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50m ² 以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満の物		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	工業専用地域では、住宅を建築することができない
店舗等	店舗等の床面積が150m ² 以下の物	×	①	②	③	○	○	○	①	○	○	○	○	④	○	①日用品販売店、食堂、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業者等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ③2階以下 ④物品販売店舗、飲食店を除く。 ■農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下。
	店舗等の床面積が150m ² を超え、500m ² 以下の物	×	×	②	③	○	○	○	■	○	○	○	○	④	○	
	店舗等の床面積が500m ² を超え、1,500m ² 以下の物	×	×	×	③	○	○	○	×	○	○	○	○	④	○	
	店舗等の床面積が1,500m ² を超え、3,000m ² 以下の物	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	④	○	
	店舗等の床面積が3,000m ² を超え、10,000m ² 以下の物	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	④	○	
	店舗等の床面積が10,000m ² を超える物	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	
事務所等	1,500m ² 以下の物	×	×	×	▲	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	▲2階以下
	事務所等の床面積が1,500m ² を超え、3,000m ² 以下の物	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が3,000m ² を超える物	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館		×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	×	×	○	▲3,000m ² 以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、水泳場、ゴルフ練習場、バットイング練習場等	×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	○	×	○	▲3,000m ² 以下
	カラオケボックス等	×	×	×	×	×	▲	▲	×	○	○	○	▲	▲	▲	▲10,000m ² 以下
	麻雀屋、パチンコ屋、勝馬投票券発売所、場外車券場等	×	×	×	×	×	▲	▲	×	○	○	○	▲	×	▲	▲10,000m ² 以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	×	×	×	×	×	×	△	×	○	○	○	×	×	▲	▲客席10,000m ² 以下 △客席200m ² 未満
	キャバレー、料理店、個室付浴場等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	▲	×	×	○	▲個室付浴場等を除く
公共施設・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	
	病院、大学、高等専門学校、専修学校等	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	○	
	神社、寺院、教会、公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
工場・倉庫等	倉庫業倉庫	×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	
	自家用倉庫	×	×	×	①	②	○	○	■	○	○	○	○	○	○	①2階以下かつ1,500m ² 以下 ②3,000m ² 以下 ■農産物及び農業の生産資材を貯蔵する物に限る。
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	×	×	×	①	①	①	■	②	②	○	○	○	○	作業場の床面積 ①50m ² 以下 ②150m ² 以下 ■農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵する物に限る。
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	×	×	×	×	×	×	②	②	○	○	○	○	※著しい騒音を発生する物を除く。
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	
	危険性が大きいか、または著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
	自動車修理工場	×	×	×	×	①	①	②	×	③	③	○	○	○	○	作業場の床面積 ①50m ² 以下 ②150m ² 以下 ③300m ² 以下 原動機の制限あり

<注>本表は建築基準法別表第2の概要であり、すべての制限について掲載した物ではない
※都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域を除く